

申請年月日 令和 年 月 日

船員保険被保険者資格証明書交付申請書

船舶所有者又は被保険者に記入していただくところ	船舶所有者	船舶所有者整理記号		船員保険告知番号		
	被保険者	フリガナ		生年月日	昭・平・令	男・女
		氏名			年 月 日生	
		資格取得年月日		令和 年 月 日		
	被扶養者	フリガナ		生年月日	昭・平・令	男・女
		氏名			年 月 日生	
		被扶養者となった日		上記資格取得年月日と同じ・令和 年 月 日		
		フリガナ		生年月日	昭・平・令	男・女
		氏名			年 月 日生	
		被扶養者となった日		上記資格取得年月日と同じ・令和 年 月 日		
		フリガナ		生年月日	昭・平・令	男・女
		氏名			年 月 日生	
		被扶養者となった日		上記資格取得年月日と同じ・令和 年 月 日		
	フリガナ		生年月日	昭・平・令	男・女	
	氏名			年 月 日生		
被扶養者となった日		上記資格取得年月日と同じ・令和 年 月 日				
証明書発行理由		被保険者情報登録又は資格確認書発行手続き中のため				
上記被保険者(被扶養者)にかかる被保険者資格を証明願います。						

〒 ー

船舶所有者住所

船舶所有者氏名

(被保険者氏名)

日本年金機構理事長 殿

社会保険労務士記載欄	
氏名等	

証明年月日 令和 年 月 日

船員保険被保険者資格証明書

上記の被保険者(被扶養者)は、現に全国健康保険協会が管掌する船員保険の被保険者(被扶養者)の資格を有することを証明します。

日本年金機構理事長 印

年金事務所が 記入するところ	保 險 者	番 号	02130011	
		名 称	全国健康保険協会 船員保険部	
		所 在 地	〒102-8016 千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 14階	
	被保険者等記号番号		記号:	番号:
	証明書有効期間		上記証明年月日から 令和 年 月 日 まで	

注1) 被保険者は有効期間が経過したとき、又は有効期間内であってもマイナ保険証が利用可能となった場合、資格確認書が交付された場合は、船舶所有者に返付してください。船舶所有者は、これを年金事務所に提出してください。

注2) 有効期間は証明年月日から20日以内となります。

【船員保険被保険者資格証明書について】

「船員保険被保険者資格証明書」は全国健康保険協会が管掌する船員保険の被保険者または被扶養者となる方が、マイナ保険証が利用可能となるまで、または「船員保険 資格確認書」が交付されるまでの間に、医療機関で受診する必要がある場合に、船舶所有者または被保険者からの申請に基づき、交付するものです。

【手続方法】

船舶所有者または被保険者が「船員保険被保険者資格証明書交付申請書」を年金事務所へ提出してください。

※手続きは、窓口持参のほか郵送でも手続きいただけます。

※船舶所有者の事務担当者など船舶所有者または被保険者以外の方がお越しになる場合は、「船員保険被保険者資格証明書」の受領について、船舶所有者または被保険者の委任を受けていることが分かる「委任状」を併せてご持参ください。

【手続きの際の留意点】

○申請にあたっては、交付を希望される被保険者または被扶養者となる方の「被保険者資格取得届」または「被扶養者（異動）届」と一緒に「船員保険被保険者資格証明書交付申請書」を年金事務所へ紙媒体によりご提出ください。

○「被保険者資格取得届」は、「船員保険被保険者資格証明書」の交付を申請される方と、それ以外の方を分けてご提出ください。

※「船員保険被保険者資格証明書」は、原則として当日中に交付できるよう処理を行いますが、一度に多数の交付申請があった場合や受付窓口の混雑状況により当日の交付ができない場合は、交付予定日を説明いたします。

※すでに「資格取得届」および「被扶養者（異動）届」を提出済みの場合は、届書の処理状況を確認しますので、船舶所有者を管轄する年金事務所にご相談ください。